

真岡市地域福祉振興基金運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、真岡市地域福祉振興基金設置要綱（以下「要綱」という。）
第3条第6項の規定に基づき、地域福祉振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要綱第3条第5項に掲げる事項について調査及び審議し、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長に意見を具申する。

(組 織)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、民生委員協議会長をもって充て、副委員長には自治会連合会長をもって充てる。

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は社会福祉法人真岡市社会福祉協議会事務局において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

別表1 委員の推薦団体

推 薦 団 体	委員数	推 薦 団 体	委員数
民生委員児童委員協議会	6名	ライオンズクラブ	1名
自治会連合会	5名	青年会議所	1名
関係行政機関及び市議会	3名	工業団地総合管理協会	1名
医師会及び歯科医師会	2名	ボランティア連絡協議会	1名
ロータリークラブ	2名	女性団体連絡協議会	1名
		計	23名